

ゆうちょ銀行・郵便局を利用される特別徴収義務者に(お願い)

◎ 特別徴収税額の納入にゆうちょ銀行・郵便局を利用される場合は、当市の取扱い局として指定しなければなりません。

※ 愛知、岐阜、静岡、三重の4県下以外でゆうちょ銀行・郵便局を利用されるときは、右の指定通知書を事前にそのゆうちょ銀行・郵便局に提出してください。

※ 愛知、岐阜、静岡、三重の4県下のゆうちょ銀行・郵便局を利用される場合は、特に提出する必要はありません。

※ 前年度の指定ゆうちょ銀行・郵便局は、本年度も引き続き利用できますから提出の必要はありません。

年 月 日

ゆうちょ銀行店長(郵便局長)様

愛知県愛西市市長



指 定 通 知 書

地方税法第321条の5第4項の規定により、貴店(局)を当市の市民税・県民税(特別徴収税額)の取扱い店(局)に指定しましたので通知します。

記

- |            |                |
|------------|----------------|
| 1 許可又は承認番号 | 貯業-第5384号      |
| 2 口座番号     | 00800-3-961345 |
| 3 加入者の名称   | 愛西市会計管理者       |
| 4 取りまとめ店   | 名古屋貯金事務センター    |